

香川県立図書館資料特別個人貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立図書館規則（以下「規則」という。）第11条ただし書き及び第12条ただし書きに規定する資料の個人貸出し（以下「特別個人貸出し」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 特別個人貸出しは、学術上の調査、研究等のため、館長が特に必要があると認めた場合に行うことができるものとする。

(申請等)

第3条 特別個人貸出しを受けようとする者は、資料特別個人貸出申請書（第1号様式）を館長に提出し、許可を受けなければならない。この場合においては、規則第10条の規定に該当する者であることを証明するに足る文書を提示しなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、資料特別個人貸出借用書（第2号様式）を館長に提出しなければならない。

(特別個人貸出しを受けることができる資料の数等)

第4条 特別個人貸出しを受けることができる資料の数及び貸出期間は、学術上の調査、研究等のため、館長が必要と認める数及び期間とする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第5条 第3条の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年11月11日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正前の規程に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。